

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心な暮らし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる

相続登記が さまざまなトラブルを 防止します!

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続等に関する登記についてのご相談は

○埼玉司法書士会

相続登記など登記相談は完全予約制にて、埼玉司法書士会総合相談センターや市町村役場(一部予約不要のものもあります。)にて実施しています。詳細は、埼玉司法書士会ホームページを御覧ください。

相談センターの予約の受付は、平日午前10時から午後4時までです。
予約専用電話番号 048(838)7472

埼玉司法書士会

クリック!

検索

○埼玉土地家屋調査士会

未登記建物や建物の取りこわし等に伴う登記の無料登記相談を一部の市(区)役所(一部予約が必要です。)にて実施しています。予約の要否及び予約の受付先は、埼玉土地家屋調査士会ホームページを御覧ください(御覧になれない場合には、実施市(区)役所等を案内しますので、048(862)3173にお電話ください)。

また、境界トラブルの有料相談を境界問題相談センター埼玉にて実施しています。

電話番号 048(837)1533

埼玉土地家屋調査士会

クリック!

検索

○さいたま地方法務局

不動産登記の申請書様式については、法務局ホームページに掲載しております。相続登記など登記相談は予約制にて、各登記所で実施しています。予約の受付は、各登記所で行っていますが、詳細は、さいたま地方法務局ホームページを御覧ください(御覧になれない場合には、管轄登記所及びその電話番号を案内します)。

電話番号 048(851)1000(※音声ガイダンス「1」)

さいたま地方法務局

クリック!

検索

相続に関する登記についてのご相談は

埼玉土地家屋調査士会

さいたま地方法務局

埼玉司法書士会